

令和2年3月

工事請負入札参加有資格者の方へ

大 阪 市

工事請負契約に係る工事費内訳書の取扱いについて

現在、大阪市が発注する工事については、全入札者に対して、入札書提出時に入札金額の算定根拠となった工事費の内訳に関する書類（以下「工事費内訳書」という。）の提出を求めています。

令和2年度からの予定価格の事前公表の実施に伴い、より一層、入札の公正性、透明性を確保するため、工事費内訳書の取扱いを見直し、工事費内訳書の項目について、従前のものから変更されている場合があるため、入札参加にあたっては公告の際に指定されている工事費内訳書の内容を確認したうえで入札を行ってください。

1 対象工事

電子入札システムで入札を執行する全ての工事

2 落札決定等の無効

「入札時における工事費内訳書の提出に関する取扱要領」第5の規定に該当する場合

3 その他

工事費内訳書の確認にあたり、必要があると認められる場合は、工事費内訳書の提出者に説明を求めると及びより詳細な工事費内訳書の提出を求めることがあります。

その他、工事費内訳書の取扱いの詳細につきましては、「入札時における工事費内訳書の提出に関する取扱要領」を参照してください。